

令和6年 第5回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和6年5月24日（金） 14時00分～15時35分			
場	所	阪南市役所全員協議会室			
出席者	〈教育委員会〉				
	教 育 長	中 野 泰 宏			
	教育長職務代理者	八 田 三 紀			
	委 員	辻 雅 之			
	委 員	水 島 浩 子			
	委 員	柴 崎 一 也			
	〈事務局職員〉				
	生涯学習部長	森 貞 孝 一			
	生涯学習部理事	中 山 孝 一			
	生涯学習部副理事	丹 野 恒 建			
副理事兼生涯学習推進室長	矢 島 建 司				
教育総務課長	堀 野 純 公 一				
こども政策課長	岩 本 公 一				
中央公民館長	岡 田 一 夫				
学校教育課長代理	花 元 英 通 寛				
学校教育課長代理	両 口 通 寛				
事務局	教育総務課総括主査	中 山 直 子			
書記	教育総務課総括主査	中 山 直 子			
傍聴者	1名				

会議の要旨

(教育長)

令和6年第5回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に水島委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和6年第4回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第4回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

教育委員会評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、阪南市教育委員会評価委員会条例第1条で「阪南市教育委員会が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会を置く」と定められた組織である。

教育委員会の各担当課が、毎年その前年度に行った事業について、事業の取組状況や、事業推進上の課題・問題点、今後の取組方針等を自ら点検・評価しており、その客観性を確保するため、評価委員の方々から、学識経験に基づく包括的なご意見をいただき、今後の教育行政に活かしていくこととしている。

本件は、任期満了に伴い、阪南市教育委員会評価委員会条例第3条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間を任期として、資料の3名の方に委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求めるものである。

(教育長)

本市では、教育委員会評価委員会は平成20年に要綱を設置し、導入された。設置当時、評価委員は2名でスタートし、平成26年には要綱を廃止して、阪南市教育委員会評価委員会条例を施行するとともに、教育委員会での議決を経て、評価委員3名での体制へと移行した。

その評価委員会立ちあげの時から、8期16年にわたり評価委員を務めていただいた小磯一雄委員が令和5度末をもって退任されたことに伴い、今年度から坂本俊哉大阪教育大学教授を委員としてお招きすることになった。御存じの方もいると思うが、坂本委員は、本市の教員から本市教育委員会の指導主事を経て大阪府教育庁に長年勤務されていた経歴があり、阪南市のことも深く理解しつつ、広い見識を持って評価いただけるものと、喜ばしく思っている。

また、生涯学習関係の野村正昭委員におかれては、9期18年となる今期もお力添えをいただけるということで、深く感謝申しあげたい。

さらに、もうお一人、生涯学習関係の鎌田麻美子委員におかれては、前任者の途中退任に伴う残期間で就任していただいていたからの再任となる。鎌田委員におかれても阪南市の様々な健康面での取組にご尽力いただいております、また、本市の教育委員の経験もあることから、それらの経験も生かし、ご指導いただけるものと期待している。

(水島委員)

具体的に、どのようにして評価していただくのか。

(教育総務課長)

各所属が前年度の事業についての「点検・評価シート」を作成し、それに基づいて評価していただくことになる。

(教育長)

各所属が前年度に教育委員会が実施した主要な事業についてのシートを作成する。第1回の評価委員会ではそれに基づいて評価委員会委員に対して説明し、質疑応答する。その後、評価委員会委員から出された意見等を外部評価として取りまとめ、第2回の評価委員会でブラッシュアップして「阪南市教育委員会の点検・評価報告書」を完成させ、議会に報告するとともに市ウェブサイト等で公表している。

(柴崎委員)

以前、教育委員会評価委員会委員を勤めたことがある。この教育委員会のような場で、委員はあらかじめ提出されたシートを見ながら、また、各所属の説明を受けて、特に予算関係などについて質問していた。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「令和6年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「令和6年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(生涯学習部副理事)

阪南市教育支援委員会は、本市教育委員会の諮問に応じ、各幼稚園や保育所などの就学前施設や小中学校に委員が出向き、子どもの様子を把握したうえで、子ども自身にとってよりよい学びの場や支援について話し合い、就学先等について審議している。

本件は、令和7年度の就学に向け、阪南市教育支援委員会条例第3条に基づき、6名の阪南市教育支援委員会指導委員と21名の同診断委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものである。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

昨年度、同じ案件において、私立園から公立小学校に進学した子どもについての情報が不十分であるため、私立園出身の子どもの教育指導のあり方を再考する必要があるという意見があった。その後、私立園との連携について動きはあったか。

(生涯学習部副理事)

私立園の職員が教育支援委員会委員にはなっていないというのは、調べてみたところ近隣市町も同じ状況で、所管が異なることが一因かと思われる。教育委員会や教育支援委員会では、翌年度に小学校入学を控えた私立の就学前施設の子どもや保護者と面談したり、子どもの様子を見に行ったり、必要な書類を園から提出してもらったりといった連携は、お互いの信頼関係のうえで進めている。その中で保護者の思いや教育的ニーズを最大限考慮した進学先を決定しており、その点では公立園所と何ら変わらない。

ご指摘いただいたのは私立園と学校との連携についてだが、定期的に連絡会を開催したり、学校から私立園へ問い合わせたりすることで情報を得ている。今後、私立園を交えた会議等の機会を通じて、就学支援について説明したり、丁寧かつ確実な引継ぎをお願いしていきたいと考える。

(水島委員)

教育支援委員会における指導委員と診断委員の違いは何か。

(生涯学習部副理事)

診断委員は教員等で構成されており、現場に直接出向いて子どもたちの様子を見て、自らの経験に基づき、それぞれにとっての最適な学びの場を検討、提案する。その場に必ず1名以上入って診断委員の意見を集約し、判断するのが指導委員である。

(水島委員)

診断委員の中には阪南市立児童発達支援センターたんぽぽ園の職員が入っていない。たんぽぽ園に通う子どもは児童通所受給者証があり、在籍する園所からの聞き取りができるため、たんぽぽ園の職員が委員となる必要は特にないということか。

(生涯学習部副理事)

児童発達支援を専門とするたんぽぽ園の方に診断委員になっていただくというのは確かに合理的であり、検討したい。

(教育長)

進学先となる各小学校では、たんぽぽ園に通所する子どもは支援学級に入級する可能性が高いため、保護者や療育者と個々に協議している。支援学級か支援学校かという見立てをして保護者に提案する教育支援委員会とは動きが異なる。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「令和6年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」

(学校教育課)

(教育長)

議決事項第3号「令和6年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(花元学校教育課長代理)

委員の任期満了に伴う措置として、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条に基づき、別添資料記載の方に委員の委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市文化財保護条例に基づく指定文化財の指定について」
(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市文化財保護条例に基づく指定文化財の指定について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市文化財保護審議会に対し、諮問物件1「和泉国日根郡波有手村古家連家文書」、諮問物件2「孝行臼(杵)」の市指定文化財指定について諮問した結果、令和6年3月5日付けでどちらも市指定文化財に指定すべき「重要なもの」と認めるとの答申を受けた。そのため、阪南市文化財保護条例の規定に基づき、有形文化財1件及び有形民俗文化財1件、計2件の指定文化財の指定について教育委員会の議決を求めるものである。

文化財の詳細については報告事項第8号の資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(辻委員)

諮問物件1は7155点と膨大な員数だが、歴史上貴重な史料であり、答申に至るまでの事務局と審議会委員の労苦は大変なものだったと思う。まだ調査・整理・保存等の作業が続くと思うが、よろしく願います。

(柴崎委員)

以前、阪南市立文化センターで開催された文化財展を見たことがある。あのような展示は定期的に行っているのか。

(生涯学習推進室長)

行っている。古文書は紙のため湿度管理等が必要なものもあり、大きさや状態によっては2階展示室のガラスケース内でないと展示することは難しい。そして、展示室での文化財展は施設使用料が発生することから、期間を設けての展示としている。

(教育長職務代理者)

このような膨大な資料を普段はどこで管理しているのか。

(生涯学習推進室長)

文化センター3階に収蔵庫があり、文化財指定を受けた古文書などはそちらで保管しているが、スペースに限りがあるため、現在整理中の資料の一部は旧東鳥取小学校に保管している。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市社会教育委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市社会教育委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市校長会推薦委員の交代に伴う措置として、阪南市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、新たに1名の方に委員の委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和7年6月30日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、意見等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第6号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

委員の任期満了に伴う措置として、阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱第3条の規定に基づき、別添資料記載の方に委員の委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年6月1日から、第四次阪南市子ども読書活動推進計画の終期である令和11年3月31日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

旧下荘小学校跡に開校した近畿大阪高等学校の方に高等学校代表として入っていただけるのを嬉しく思う。

(生涯学習推進室長)

委員就任についてお願いしたところ、ご快諾いただいた。、阪南市立図書館協議会委員就任についても前向きに検討してくださるとのことだった。

(辻委員)

近畿大阪高等学校の委員候補の方とお話する機会があったのだが、地元の文

化を知り、それを生徒にも伝えたいという思いを強くお持ちの方で、まさに適任と考える。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年4月1日から4月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した5件について、報告する。

1件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催『チャイルドラインはらっぱ』の開設」である。年間を通じて阪南市内に18歳までの子ども専用電話回線を設置し、毎週火曜日の午後4時から9時の間、守秘義務のもと、子どもたちがかけてきた電話に対し、受け手がじっくり耳を傾けるという事業である。

2件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「子どもの声を聴く『チャイルドラインはらっぱ』受け手ボランティア養成講座(子どもの声を聴くおとな養成講座2024)」である。子どもに関心のある大人を対象として、本年9月から12月にかけて、阪南市立文化センター等において1件目の専用電話の受け手ボランティアを要請する講座が開催される。

3件目は、阪南市文化協会主催「第24回文化フェスティバル」である。令和6年5月25日と26日、阪南市立文化センターにおいて一般市民を対象に、加盟団体の作品展示や演技発表が行われる。

4件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「海・川・山をつなぐ ～はんなんまるごと自然くらぶ～ 知・学・遊・伝・守」である。令和6年5月から令和7年3月にかけて全4回にわたり、阪南市内の各所で子どもたちが自然の豊かさを感じ、自然環境の保全に関心を持つことができるようなプログラムを実施する。

5件目は、公益社団法人泉南青年会議所主催「2024年度泉州地域青年会議所合同例会わくわくワークでわっくわく! ～WKD世界に子どもたちの夢を～」である。令和6年6月16日、浜寺公園で一般の方を対象に、職業体験やキッズダンスステージ等のイベントが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

1・2件目、昨年度も同様の事業を後援したと思うが、本市でどれぐらいの大人が参加したのか、また、子どもたちの利用状況を把握しているのか。さらに、匿名の電話ではあるが、市と連携して対応することがあるのか。

(教育総務課長)

昨年度、公開講座は15名が受講し、受けた電話は2,090件であったという報告を受けている。また、市と連携して対応したという事例はなかったとのことである。

(教育長職務代理者)

「チャイルドラインはらっぱ」は、子どもたちがつらい時、悲しい時にかけてくるとは限らないので件数が多いのだと思うが、市と連携して対応した事例がなかったということは、重大な案件はなかったということか。

(教育総務課長)

個々の電話の具体的な内容までは把握していない。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和5年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第2号「令和5年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」学校教育課の報告を求める。

(花元学校教育課長代理)

令和6年3月25日に開催した、令和5年度第3回いじめ問題対策連絡協議会について報告する。案件は、(1)今年度のいじめの傾向について、(2)いじめ事象が生起したときの対応について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

会議録5ページ、学校現場の教員にとっては受け流してしまいがちなことが後々重大な事態に発展するのを防ぐため、現場ですぐに使うことができるコンパクトなフローチャートを、ツールとして用いるとの事務局発言がある。教員にとっては経験の多少にかかわらず非常に役に立つものだと考えるので、丁寧に周知

していただきたい。

(教育長)

子どもは自分にとって都合のいいことだけを話すので、調べていくと加害者と被害者が入れ替わることがあるという委員発言があるが、こればしばしば起こっていると感じる。だからこそ、会議録にもあるが、関与した児童生徒からしっかりと聞き取りをして正確な事実関係を把握することが肝要である。そして、可能であればその児童生徒の保護者にも子どもから保護者に話が伝わる前に正確な情報を伝えることが、問題をこじれさせない一つの方法である。

柴崎委員からもご指摘があったように、今回の会議の内容は学校現場の管理者にしっかりと伝え、各事案に対して学校現場が対応していけるようにされたい。

(水島委員)

会議録には保護者ということばが何度も出てきて、自分も保護者の一人として考えるところが多い。我が子がいじめられていると学校に連絡する保護者には、何らかの傾向があるのか。

(花元学校教育課長代理)

事案にもよるので一概には言えないし、相手がいやな思いをしたらいじめであると定義しているため、誰もが被害者になり得る。例えば保護者が学校側との雑談の中で「お友だちとちょっと気になることがあって」と言えばその事案をいじめと認知し、対応している。

(水島委員)

ふざけてやったことでも実は相手を深く傷つけている場合があるからこそ、幅広くいじめと認知するというのは理解する。だが、本当にささいな、自分たちで解決できたはずのことも、親に言ってそれが学校に伝わればいじめ事案になるというのは、解決を他人に任せているようで、試行錯誤しながら人間関係を築いていくことの妨げになる一面もあるのではないかと懸念する。ただ、「解決の方法が本人たちの将来につながるような対応にしていきたい」という委員発言があるので、そうしていただけることを願っている。

また、SNSが関係する事案が増えているとのこと。昔は、身体的な暴力など目に見えるものが多かったように思う。だが今は、本人には面と向かって言えないことをSNSに投稿したり、保護者同士の面識がないために直接言わずに学校を介して言ってもらうなど、陰湿なイメージがある。

(花元学校教育課長代理)

会議録なので要旨を簡潔にまとめているが、大人が関わらないと問題が解決できないような子どもを育てるわけにはいかないというのは委員共通の認識であった。そのためには、子どもたちが自分の問題を自分で解決できるようになることの重要性を、現場の教員が理解しなければいけないと考える。

また、SNSについては、ある講演で講師が、子どもたちの日常が大きく変化していることの例えとして、昔の子どもはバイクとタバコで目立とうとしていたが、今はスマホとSNSだということを我々は理解できているだろうか、と言っ

ていた。SNSが浸透した現在、自分のことがどのように言われているかわからない、また、一言発しただけで周囲の総攻撃を受けるかもしれないという状況の中で育つ子どもたちを、我々大人が支えていく責任を感じている。

(柴崎委員)

バイクとタバコならば実際に手を出す子どもは限られるし、様々なものへの反抗心から、見つかるようにしているという部分もある。だが、スマホという誰もが持っているツールを使い、匿名で攻撃するというのは、一部の大人でもしていることで、子どもにとって、また保護者にとっても生きにくい時代だと感じる。

今後ともよろしく願います。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例の制定に係る答申及び第6回検討委員会の会議録について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第3号「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例の制定に係る答申及び第6回検討委員会の会議録について」学校教育課の報告を求める。

(両口学校教育課長代理)

本件は、3月28日付けの(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会委員長からの答申と、3月15日に開催した第6回(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会の会議録である。

答申には、全6回の検討委員会を経て、委員長と副委員長にまとめていただいた条例素案とともに、条例素案には記載していないものの、検討委員会の中で多くの時間を費やして議論した内容や、少数の意見ではあるが検討してほしい事項が附帯意見として記載されている。去る3月28日、検討委員会の代表としてト田委員長から市長へ渡され、現在は、市長部局を中心に条例化に向けて取り組んでいる。

また、3月15日に開催された第6回(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会は、答申前の最後の検討委員会となった。委員の皆様には条例素案の作成及び答申(案)の検討を行っていただき、先ほどの答申に至ったものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

素案として良くまとまったものになったと思う。以前、条例制定に向けて子どもたちの意見を聴き取ったという報告があったが、子どもの権利なので、この段

階でも子どもたちが条例の制定に向けて参画することはできないだろうか。素案冒頭の附則で「子どもは、・・・」、「おとなは、・・・」と定義されているし、「子どもとおとなはパートナーという認識」や「共創」といった表現があるのだから、子どもとともに条例を創りあげてほしいと考える。

また、教育大綱策定時も子ども版を作って子どもたちに知ってほしいと意見したが、これは子どもの権利条例なのだから、一緒に創り、自分たちが置かれているポジションを子どもたちに理解してほしい。これまでの制定過程のこともあって難しいかもしれないが、検討していただきたい。

(両口学校教育課長代理)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会が答申を提出した時点で担当課は人権推進課に代わったが、ご意見は伝えたい。なお、人権推進課長からは子ども向けのものも作成すると聞いている。

(柴崎委員)

条例が制定されたときの実効性について伺いたい。例えば、素案の第10条、権利の主体としての子どもの育ちについて、第1号「自分たちにある権利について学び、知ること」とある。「学ぶ」という表現は他にもあったが、これはどこで誰が教え、学ぶものなのか。制定後にどうやって具体化していくのかという視点も意識して制定することが大切である。もし「学ぶ」のだから学校だと考えているのなら、学校の負担が大きくなることも考慮されたい。また、素案の第17条、子どもの貧困対策について、「…生活に関する支援を行う等必要な施策を講じます」とあるが、具体的にはどのように進めるのか。条例制定の担当課が市長部局に移ったとのことだが、せっかく良いものをつくっても、実効性がなければ単なる飾りとなるということに十分ご留意いただきたい。

(両口学校教育課長代理)

委員のご指摘とおり、子どもの権利のことを子どもに伝えるのは学校だけではないが、教員が子どもたちに近いところにいる大人であることから、学校は子どもの権利を学ぶことができる一つの手段であると考え。そのため、学校教育課としては、まず教員に子どもの権利について知らせ、子どもたち一人ひとりにある権利だということを理解してもらい、子どもたちへの学びにつなげていくよう、教員への研修等を行っていく予定である。市長部局において市民にどのように周知していくかは、今後の課題である。

(水島委員)

柴崎委員と同様の指摘となるが、素案の第14条子どもの安全・安心を守る取組について、第1項「・・・一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図ります」とある。条例の表記としてはこれでいいと思うが、これを施策として実際に実施していくのは大変なことだと考える。家庭によって考えが異なるし、保護者の持つ背景も異なり、子ども一人ひとりが抱える課題も多様化している。個々の特性に応じるためには、専任の教員が必要となるぐらい、対応方法も多岐にわたるだろう。だが一方で、それが実現できたら阪南

市がより良いまちになると思うので、この条例を理想として掲げ、近づくためにどうすればよいか考えていかねばならない。

(両口学校教育課長代理)

ご指摘どおり、子どもたちが抱える課題や困りごとは多様化している。まずは、周りの大人がそれらを把握し、学校だけ、保護者だけで解決しようとするのではなく、それぞれが連携し、その子にとって最善の対応となるように、支援の充実を図っていきたい。

(教育長)

「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例」の制定に向け、これまで6回の検討委員会を実施してきた。本検討委員会の運営にあたり、委員会前の委員長・副委員長との協議、また、一つの委員会が終われば会議録の作成や委員会でも出された意見の集約や、次回の委員会の進行や条例案についての検討、さらには委員会と委員会の間の期間はワーキンググループでの検討と、矢島副理事と両口課長代理を中心に、ワーキンググループが多く時間を費やして膨大な業務をこなしてきたことに感謝する。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会委員の公募について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会委員の公募について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市スポーツ推進審議会は、現在8名の委員をもって構成しており、そのうち1名が公募による市民委員である。現在の委員の任期が今年6月末に満了となるため、このたび、市民委員を公平かつ適正に選考するために「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員募集要項」を定めるとともに同「選考委員会設置要領」を制定し、市民委員を公募した。その結果、1名の方から応募があり、選考委員会による選考を経て、当該応募者を合格とした。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなる。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の公募について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の公募について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市子ども読書活動推進会議は、現在18名の委員をもって構成しており、そのうち2名が公募による市民委員である。委員の任期が今年3月末に満了したため、このたび、市民委員を公平かつ適正に選考するために「阪南市子ども読書活動推進会議市民公募委員募集要項」を定めるとともに同「選考委員会設置要領」を制定し、市民委員を公募した。その結果、1名の方から応募があり、選考委員会による選考を経て、当該応募者を合格とした。任期は、令和6年6月1日から令和11年3月31日までとなる。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和5年度第1回阪南市スポーツ推進審議会会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第6号「令和5年度第1回阪南市スポーツ推進審議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年3月21日に開催した、令和5年度第1回阪南市スポーツ推進審議会について報告する。案件は、(1)社会体育施設指定管理者の決定について、(2)指定管理者(ミズノグループ)の報告について、(3)生涯スポーツ関連事業について、(4)阪南市青少年スポーツ奨励金交付状況等について、(5)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

各施設の経年劣化は著しく、修繕すべき箇所も増加しているため、令和6年度も当初予算要求を行ったが、全てが予算措置されたわけではない。予算の範囲内で優先順位をつけて取り組んでいくしかないが、指定管理者であるミズノグループがよく対応してくれていることに感謝する。まずは、今年度実施する総合体育館受変電設備更新工事をよろしくお願いします。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第7号「令和5年度第3回阪南市社会教育委員会議会会議録について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第7号「令和5年度第3回阪南市社会教育委員会議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年3月22日に開催した、令和5年度第3回阪南市社会教育委員会議会について報告する。案件は、(1)生涯学習推進に向けた取組について、(2)令和6年度社会教育関係主要事業説明及び当初予算について、(3)阪南市留守家庭児童会指定管理者の選定について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

「はんなん海の学校」の生徒数は3月12日現在で9名となっている。10名程度を目標にしていたので予定どおりだと聞いたが、素晴らしい事業なので、もっと多くの方に参加してほしいと思う。

(中央公民館長)

「はんなん海の学校」は現在、生徒数14名で活動を始めている。今後希望者がいれば追加で受け入れることも可能であるし、6月30日に実施する学習会などは公開講座なので、引き続き事業の啓発に努めたいと考える。

(教育長)

会議録にもあるように、社会教育は多方面、広範囲にわたる。今回も委員の皆さま方からも様々なご意見やご質問をいただいたが、それぞれの事業についてご指摘のあった内容を含め、しっかりと評価し、必要に応じて改善していきながら、より良い方向に向かって運営できるよう、お願いする。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第8号「令和5年度第1回阪南市文化財保護審議会会議録について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第8号「令和5年度第1回阪南市文化財保護審議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年3月5日に開催した、令和5年度第1回阪南市文化財保護審議会について報告する。案件は、(1) 阪南市指定文化財の答申について、(2) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

審議会開催に向けては、毎回相当量の資料の準備が必要であり、今回も審議会の開催に向けて、当日までの準備は大変だったと察する。結果的に2件の文化財指定についての答申をいただき、本日の議決事項第4号で指定文化財として指定することができた。事務局の労をねぎらいたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第9号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第9号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

阪南市公民館運営審議会は、現在13名の委員をもって構成しており、そのうち1名が公募による市民委員である。委員の任期が今年6月末に満了となるため、このたび、市民委員を公平かつ適正に選考するために「阪南市立公民館運営審議会市民公募委員募集要項」を定めるとともに同「選考委員会設置要領」を制定し、市民委員を公募した。その結果、1名の方から応募があり、選考委員会による選考を経て、当該応募者を合格とした。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなる。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第10号「令和5年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第10号「令和5年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

令和6年3月26日に開催した、令和5年度第3回阪南市立公民館運営審議会について報告する。案件は、(1)公民館の運営状況について、(2)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第11号「阪南市立幼稚園物価高騰対策事業について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第11号「阪南市立幼稚園物価高騰対策事業について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

本事業は、コロナ禍とエネルギー・食料品等の物価高騰による子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、阪南市立幼稚園の幼稚園ランチ弁当代の費用を本市が保護者に代わり負担するという本市の独自事業である。具体的には、これまで2回実施した際と同様に、はあとり幼稚園及びまい幼稚園の園児が利用する幼稚園ランチ弁当代を令和6年4月から12月までの間、無償とするものである。幼稚園ランチ弁当代は1食あたり370円で、事業費総額は90万円程度を見込んでいる。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

市の負担は1食あたり370円とのことだが、保護者の負担額はいくらか。

(こども政策課長)

市がランチ弁当代全額を負担するので、保護者の負担はない。

(教育長)

対象期間が令和6年4月から12月までとのことだが、それはなぜか。

(こども政策課長)

令和6年度の国の交付金を活用しているためであるが、状況次第では延長する可能性もある。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)
質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)
教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<生涯学習推進室>

6月 3日～ 留守家庭児童会指定管理者受付開始
6月22日～ わくわく教室

<公民館>

5月25日 [尾崎公民館] おざき公民館食堂
6月16日 [東鳥取公民館] 丁寧な暮らしを楽しむ講座
「スターチスのスワッグ作り」
6月22日～ [東鳥取公民館] 丁寧な暮らしを楽しむ講座
「パッチワークベア」(全4回)

※いずれも5月24日現在の予定

(教育長)
ただいまの報告を受けて、質問等はないか。
(全委員)
質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)
その他、何かないか。
(教育長職務代理人)

昨日飛行機に搭乗したのだが、外国人観光客がC Aを盗撮しており、その様子を近くで子どもたちが見ていた。子どもたちに、そういった行為が許されるという誤解を与えかねないと危惧し、モラルを教えることの大切さを実感した。また、コロナ禍が明け、泉州地方にも外国人観光客が多数訪れているのは喜ばしいのだが、近隣市でランドセルを背負った小学生が珍しいのか、露骨にスマートフォンを向けてたびたび撮影されているという事例を聞いた。写真や動画はどう加工さ

れるかわからない怖ろしさがあるので、子どもたちに身を守る術を知っておいてほしいと思った。

(花元学校教育課長代理)

子どもたちの発達段階によって、情報モラルの中でも理解できているものとそうでないものがあると思われる。課題が生起する前に未然防止の取組も行っているが、残念ながら起こってからでないと指導できないケースもあり、各校では生じた事案を逆にチャンスと捉え、子どもたち全体に指導している。また、無断で撮影される件については、いのちを守る安全教育の中で徐々に指導していくべきものとなる。

(教育長)

他に、何かないか。

(辻委員)

先日、教育長とともに大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に参加し、府教育庁の方の講演を聴いた。その中で、奇しくも報告事項第2号同様バイクの話が出たのだが、昔は仲間同士でバイクを連ねて暴走していたのが、今はSNSでの呼びかけに応じて知らない者同士が集合し、走っているとのことだ。バイクの暴走行為にせよ、違法薬物の売買にせよ、従来のコミュニティとは全く異なる態様になってきているので、府教育庁もそれを踏まえて対応しているとのことだった。

SNSは一見匿名のように見えて、実はそうではない。だからこそ、発言には責任を持つべきだし、そもそも責任を持つ必要があることを知っておかねばならない。便利なツールではあるが、使いようによっては危険な諸刃の剣である。その対策についてはすぐに答えが出るものではなく、長期にわたってじっくりと向き合っていかなければならない課題である。

(花元学校教育課長代理)

結局問題の原因となるのは、自分の気持ちを自分の言葉で表現して伝えることができないということだ。それでトラブルが起こったり、嫌な気持ちをため込んで誤った方向に発散させたりしてしまう。対して、課題解決の方法を自分で見つけ、正しく人に発信し、それを受けとめて考える、というのが現在本市の海洋教育で実践しているサイクルである。その意義を我々大人が共通認識として持つことで、時間はかかるかもしれないが、今後生起する課題を未然に防ぐことができるようになると思う。

(教育長)

コロナ禍もあって、子どもたちや保護者も含めたいろいろな方とコミュニケーションを取ることが難しくなっていると感じる。そのため、我々教育に携わる者は、本音で喋ることができる存在であるべきだし、そういう相手を見つけていきたいものだ。だがそれは学校だけで解決するのではなく、関係機関や各分野の専門家が関わって初めてできることである。時間がかかるかもしれないが、それぞれの立場で進めていきたいと考える。

次回の令和6年第6回定例教育委員会は、令和6年6月28日金曜日、阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第5回定例教育委員会を閉会する。

以上